



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 規則

- *75 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活排水課)

○ 告示

- *1101 昭和 51 年和歌山県告示第 198 号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正 (環境管理課)
- 1102 所在不明貸金業者 (商工労働総務課)
- 1103 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1104 保安林の指定 (森林整備課)
- 1105 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1106 新道路の供用開始 (")
- 1107 " (")

○ 選挙管理委員会告示

- *141 平成 16 年和歌山県選挙管理委員会告示第 139 号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等)の一部改正

○ 公告

- 県有財産売却公告 (労働企画課)
- 入札公告 (道路建設課)
- " (")
- " (")
- " (")
- " (下水道課)
- 都市計画の案の縦覧の公告 (都市政策課)

規 則

和歌山県規則第 75 号

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第5条関係)

浄化槽保守点検業者登録簿

登 録 番 号	和歌山県知事登録 一 号		
氏名又は名称及び 法人にあっては、 その代表者の氏名			
住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所 在地)	郵便番号() 電話番号()		
登 録 年 月 日	年 月 日(有効期間 年 月 日から 年 月 日)		
更新登録年月日	年 月 日(有効期間 年 月 日から 年 月 日)		
変更登録年月日	年 月 日(変更内容)		
変更届出年月日	年 月 日(変更内容)		
	年 月 日(変更内容)		
	年 月 日(変更内容)		
	年 月 日(変更内容)		
	年 月 日(変更内容)		
営業所の名称及び所在地			
名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
営業区域の名称			

営業所ごとの専任の浄化槽管理士及びその他の浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

営 業 所 名							
専 任 の 浄 化 槽 管 理 士							
氏 名		浄化槽管理士免状の交付番号	(年 月 日 交付)				
氏 名		浄化槽管理士免状の交付番号	(年 月 日 交付)				
氏 名		浄化槽管理士免状の交付番号	(年 月 日 交付)				
そ の 他 の 浄 化 槽 管 理 士							
氏 名	浄化槽管理士免状の交付番号		氏 名	浄化槽管理士免状の交付番号			
役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名及び役名							
氏 名	役 名	就任年月日	退任年月日	氏 名	役 名	就任年月日	退任年月日

備考

「役員の氏名及び役名」については、浄化槽保守点検業者が法人である場合に記入すること。この場合において、「代表取締役」については「代」、取締役については「取」、監査役については「監」と略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第 1101 号

昭和 51 年和歌山県告示第 198 号（水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定）の一部を次のように改正する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

別表水域の名称の欄及び同表別記第 1 項中「南部町」を「みなべ町」に改める。

和歌山県告示第 1102 号

次の貸金業者の所在が確知できないので、当該貸金業者は、和歌山県商工労働部商工政策局商工労働総務課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から 30 日を経過しても当該貸金業者から申し出がない場合は、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 38 条第 1 項の規定により、その登録を取り消すことがある。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 商号又は名称 カーロントマト
- 2 氏名 速水弘
- 3 住所 和歌山市秋月 58 番地の 1 宮脇マンション 205 号
- 4 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市北ノ新地東ノ丁 4 番坂田ビル 1 階
- 5 登録番号 和歌山県知事（2）第 01282 号
- 6 登録年月日 平成 15 年 8 月 21 日

和歌山県告示第 1103 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第 8 条第 3 項の規定により公告する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグキリン御坊本店
和歌山県御坊市湯川町財部字東新田 1053-1 他
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課
（和歌山市小松原通一丁目 1 番地）

日高振興局県民行政部地域行政課

（和歌山県御坊市湯川町財部 651）

御坊市産業建設部商工振興課

（和歌山県御坊市園 350）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成 16 年 10 月 1 日から平成 16 年 11 月 1 日まで

時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 1104 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字南平野字兵者河西側 497、499 から 502 まで、字石市 504、507 から 509 まで、512 から 517 まで、字面谷 520 から 522 まで、524、525、541、字兵者河東 561、563、564、566、567

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第 1105 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 道路の種類 一般県道

2 路線名 三田海南線

区	間	新旧 の別	敷 幅	地 の 員	延	長	備	考
				メートル		メートル		

和歌山市和田字 佛生田 427 番地 先から同市和田 字佛生田 419 番 地先まで	旧	5.50 10.00	65.97	
同上	新	11.77 13.31	65.97	

和歌山県告示第 1106 号

平成 16 年和歌山県告示第 1105 号 (道路の区域変更) で告示した道路のうち下記新道路については、平成 16 年 10 月 1 日から供用を開始する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

区	敷地の員 間幅	延長 メートル	備考
和歌山市和田字佛生 田 420 番 3 地先から同 市和田字佛生田 419 番 4 地先まで	12.46 13.31	34.57	

和歌山県告示第 1107 号

平成 10 年和歌山県告示第 863 号 (道路の区域変更) で告示した道路のうち下記の道路について、平成 16 年 10 月 1 日から供用を開始する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

区	敷地の員 間幅	延長 メートル	備考
和歌山市和佐中字飛 地 453 番 1 地先から同 市岩橋字宮ノ段 1002 番 1 地先まで	8.00 28.50	1,366.50	

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第 141 号

平成 16 年和歌山県選挙管理委員会告示第 139 号 (地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数等) の一部を次のとおり改正する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 北 村 亮 三
第 2 項中「211, 184 人」を「211, 190 人」に改め、第 3

項中「那賀郡選挙区 31, 635 人」を「那賀郡選挙区 31, 647 人」に改める。

公 告

県有財産売却公告

県有財産 (土地及び建物) の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札により売却する物件

以下の物件を入札に付し、売却する。

物件番号	所在地	番地	目（構造）	積（延床面積） ㎡	
労-1	土地	東牟婁郡 那智勝浦 町天満	803 番 2	宅地	3066.03
	建物	東牟婁郡 那智勝浦 町天満	803 番地の 2 (家屋番号) 803 番 2	(主たる建物) 鉄筋コンクリ ート造陸屋根塔屋 付 3 階建旅館 (附属建物) ①鉄筋コンクリ ート造陸屋根 平屋建機械室 ②ブロック造ス レート葺平屋 建プロパン庫 ③ブロック造陸 屋根平屋建倉 庫(未登記)	(公簿) 1120.98 (現況) 1574.60 65.19 6.00 30.96

※ 建物の状況

建築年は昭和 47 年 (平成元年一部増改築) で耐震診断、耐震改修は行っていない。

平成 13 年 9 月 30 日に旅館営業を終了し、その後は未使用である。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人

3 一般競争入札の参加申込みに関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、平成 16 年 10 月 21 日 (木) までに所定の申込書により和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課へ一般競争入札への参加を申し込まなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

(2) 期間

平成 16 年 10 月 4 日（月）から平成 16 年 10 月 21 日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に定める県の休日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。

5 入札説明書を交付する場所及び期間

4 の（1）及び（2）に同じ。

6 現場説明を行う場所及び日時

1 に示した物件につき、その所在する現地において次の日時に行う。

現場説明を行う日時		備 考（説明現場）
平成 16 年 10 月 22 日（金）	午後 2 時	東牟婁郡那智勝浦町 天満 803 番 2

7 一般競争入札の場所及び日時

1 に示した物件につき、次の日時及び場所において行う。

入札及び開札の日時		入札及び開札の場所
平成 16 年 10 月 29 日（金）	午後 2 時	和歌山市小松原通一丁目 1 番地 県庁北別館地下 C 会議室

8 入札の方法

（1）入札の執行に当たっては、入札参加者は、3 によりあらかじめ一般競争入札への参加を申し込んだ者のみとする。

（2）入札書には、希望する買受金額を記入すること。

（3）郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

（1）入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を入札場所において納付しなければならない。

（2）入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する。

（3）（2）の規定にかかわらず、落札者の納付した入札保証金は、本人の申し出により、契約保証金に充当することができる。

（4）（1）の場合において、入札に参加しようとする者は、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手を担保に提供して入札保証金の納付に代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、当該小切手金額とする。

10 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、平成 16 年 11 月 19 日（金）までに契約を締結し、同時に契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

11 売買代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から 2 週間以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売買代金を県の収納機関に納付しなければならない。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

13 落札者の決定の方法

（1）和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号）

第 102 条の規定に基づき定めた予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（2）落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（3）開札の結果、予定価格以上の額の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め 3 回までとする。

14 その他

（1）入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県商工労働部労働政策局労働企画課

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

電話番号 073-441-2790

（2）入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

（3）契約書作成の要否

要

（4）契約の締結における議会の議決の要否

否

入 札 公 告

国道 480 号（仮称梨子ノ木トンネル）道路改築工事の入札に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 工事の概要

（1）工事名 国道 480 号（仮称梨子ノ木トンネル）道路改築工事

- (2) 工事場所 伊都郡かつらぎ町志賀・高野町花坂地内
- (3) 工事概要 延長 1,305m
幅員 6.0m (7.0m)
トンネル延長 (NATM) 1,070m
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成 19 年 3 月 25 日まで
- (5) 予定価格 1,860,624,150 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 調査基準価格 1,471,165,500 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 施工形態 特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。)
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務付ける契約後 V E 方式工事である。
- 2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項
- 次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。
- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
- ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- ウ 和歌山県内に主たる営業所 (「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所をいう。以下同じ。) 又は建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定する営業所を有する者であること。
- エ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け 5 年を経過している者であること。
- オ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱 (平成 15 年 10 月 14 日制定。以下「審査要綱」という。) 第 3 条第 2 項に規定する土木一式工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては 850 点以上、その他の者にあつては 1,150 点以上であること。
- カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 16 年 8 月 1 日制定) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱 (平成 16 年 4 月 1 日制定) に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ク 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて

満たしていること。ただし、各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ア 一共同企業体の構成員数は、3 者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、20% 以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第 3 条第 2 項に規定する土木一式工事の総合点数が 1,200 点以上で、かつ、元請として平成 6 年度以降に NATM 工法によるトンネル工事の施行実績 (施工中のものを除く。) を有すること。
- カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成 6 年度以降の NATM 工法によるトンネル工事の主任技術者又は監理技術者としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
- キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

- ア 交付期間 平成 16 年 10 月 1 日 (金) から平成 16 年 10 月 13 日 (水) までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで。

- イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県県土整備部道路局道路建設課
電話 073-441-3094 (直通)

(2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 技術資料の受付期間及び受付場所

- ア 受付期間 (1) のアに同じ。
- イ 受付場所 (1) のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

(1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入札参加者指名要綱 (平成 15 年 8 月 25 日制定) に基づき審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名の審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、以下のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成 6 年度以降の NATM 工法によるトンネル工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成 6 年度以降の NATM 工法によるトンネル工事の経験 配置予定技術者の資格 (監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格 (主任技術者)

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

入札公告

国道 371 号 (仮称平瀬トンネル) 特殊改良一種工事の入札に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木村良樹

1 工事の概要

- (1) 工事名 国道 371 号 (仮称平瀬トンネル) 特殊改良一種工事
- (2) 工事場所 西牟婁郡大塔村平瀬地内
- (3) 工事概要 延長 608m
幅員 6.0m (7.0m)
トンネル延長 (NATM) 584m
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成 19 年 3 月 25 日まで
- (5) 予定価格 1,236,289,950 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 調査基準価格 975,307,200 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 施工形態 特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。)
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務付ける契約後 VE 方式工事である。

2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

ウ 和歌山県内に主たる営業所 (「主たる営業所」とは、

建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所をいう。以下同じ。) 又は建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条第 1 項の規定する営業所を有する者であること。

エ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け 5 年を経過している者であること。

オ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱 (平成 15 年 10 月 14 日制定。以下「審査要綱」という。) 第 3 条第 2 項に規定する土木一式工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては 850 点以上、その他の者にあつては 1,150 点以上であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 16 年 8 月 1 日制定) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱 (平成 16 年 4 月 1 日制定) に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一 共同企業体の構成員数は、3 者であること。

イ 一 構成員当たりの出資比率は、20% 以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。

オ 一 共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第 3 条第 2 項に規定する土木一式工事の総合点数が 1,200 点以上で、かつ、元請として平成 6 年度以降に NATM 工法によるトンネル工事の施行実績 (施工中のものを除く。) を有すること。

カ 一 共同企業体の代表幹事となる者は、平成 6 年度以降の NATM 工法によるトンネル工事の主任技術者又は監理技術者としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一 共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

- (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成 16 年 10 月 1 日 (金) から平成 16

年 10 月 13 日（水）までの土曜日、日曜日
及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年
法律第 178 号）に規定する休日を除く日の
午前 9 時から午後 4 時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県県土整備部道路局道路建設課
電話 073-441-3094（直通）

(2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するもの
とし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 技術資料の受付期間及び受付場所

ア 受付期間 (1) のアに同じ。

イ 受付場所 (1) のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

(1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入
札参加者指名要綱（平成 15 年 8 月 25 日制定）に基づき
審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名の審査を行うに際し、施工実績及び技術
者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、以下のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成 6 年度以降の NATM 工 法によるトンネル工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成 6 年度以降の NA TM 工法によるトンネル工事の経験 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者）

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の
保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

入 札 公 告

国道 168 号（仮称切畑 1 号トンネル）道路改築工事の入札
に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公
募する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 工事の概要

(1) 工事名 国道 168 号（仮称切畑 1 号トンネル）道路改
築工事

(2) 工事場所 東牟婁郡本宮町切畑地内

(3) 工事概要 延長 624m

幅員 7.0m（10.5m）

トンネル延長（NATM）624m

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成 19 年 3 月 25 日まで

(5) 予定価格 1,255,128,000 円（消費税及び地方消費税
の額を含む。）

(6) 調査基準価格 992,859,000 円（消費税及び地方消費
税の額を含む。）

(7) 施工形態 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業
体」という。）

(8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる
提案を義務付ける契約後 VE 方式工事である。

2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

(1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしてい
ること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167
条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有
する者であること。

ウ 和歌山県内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、
建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有
する 1 箇所の営業所をいう。以下同じ。）又は建設業
法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定す
る営業所を有する者であること。

エ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可
を受け 5 年を経過している者であること。

オ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱（平成
15 年 10 月 14 日制定。以下「審査要綱」という。）第
3 条第 2 項に規定する土木一式工事の総合点数が、和
歌山県に主たる営業所を有する者にあっては 850 点以
上、その他の者にあっては 1,150 点以上であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要
綱（平成 16 年 8 月 1 日制定）に基づく指名停止を受
けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱（平成
16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けていな
い者であること。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、
更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再
生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続
開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて

満たしていること。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ア 一共同企業体の構成員数は、3者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、20%以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が1,200点以上で、かつ、元請として平成6年度以降にNATM工法によるトンネル工事の施行実績(施工中のものを除く。)を有すること。
- カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成6年度以降のNATM工法によるトンネル工事の主任技術者又は監理技術者としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
- キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

- ア 交付期間 平成16年10月1日(金)から平成16年10月13日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後4時まで。
- イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路建設課
電話 073-441-3094(直通)

(2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 技術資料の受付期間及び受付場所

- ア 受付期間 (1)のイに同じ。
- イ 受付場所 (1)のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

(1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入札参加者指名要綱(平成15年8月25日制定)に基づき審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名の審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、以下のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成6年度以降のNATM工法によるトンネル工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成6年度以降のNATM工法によるトンネル工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

入札公告

町道紀州サン・リゾートライン線(仮称上ノ城トンネル第2工区)道路改良工事の入札に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成16年10月1日

和歌山県知事 木村良樹

1 工事の概要

- (1) 工事名 町道紀州サン・リゾートライン線(仮称上ノ城トンネル第2工区)道路改良工事
- (2) 工事場所 海草郡美里町井堰地内
- (3) 工事概要 延長820m
幅員5.5m(9.25m)
トンネル延長(NATM)630m
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成19年3月25日まで
- (5) 予定価格 1,884,701,700円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 調査基準価格 1,499,395,800円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

(8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を義務付ける契約後VE方式工事である。

2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

ウ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する 1 箇所の営業所をいう。以下同じ。)又は建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定する営業所を有する者であること。

エ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け 5 年を経過している者であること。

オ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成 15 年 10 月 14 日制定。以下「審査要綱」という。)第 3 条第 2 項に規定する土木一式工事の総合点数が、和歌山県に主たる営業所を有する者にあつては 850 点以上、その他の者にあつては 1,150 点以上であること。

カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成 16 年 8 月 1 日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成 16 年 4 月 1 日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ク 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 一共同企業体の構成員数は、3 者であること。

イ 一構成員当たりの出資比率は、20%以上であること。

ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

エ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。

オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第 3 条第 2 項に規定する土木一式工事の総合点数が 1,200 点以上で、かつ、元請として平成 6 年度以降に NATM 工法によるトンネル工事の施行実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成 6 年度以降の NATM 工法によるトンネル工事の主任技術者又は監理技術者としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成 16 年 10 月 1 日(金)から平成 16 年 10 月 13 日(水)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く日の午前 9 時から午後 4 時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
和歌山県県土整備部道路局道路建設課
電話 073-441-3094(直通)

(2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 技術資料の受付期間及び受付場所

ア 受付期間 (1) のアに同じ。

イ 受付場所 (1) のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

(1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入札参加者指名要綱(平成 15 年 8 月 25 日制定)に基づき審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名の審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、以下のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成 6 年度以降の NATM 工法によるトンネル工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成 6 年度以降の NATM 工法によるトンネル工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者)

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

入 札 公 告

紀の川中流域下水道(那賀処理区)幹線管渠(シールド)工事の入札に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 工事の概要

(1) 工事名 平成 16 年度 国債流下管 第 2 号-12

紀の川中流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(シールド)工事

- (2) 工事場所 那賀郡岩出町畑毛～宮地内
- (3) 工事概要 管渠工
 泥土圧式シールド工
 工事延長 1,331.72m (うちシールド工
 1,323.22m)
 内径 1,350 mm
- (4) 工期 着工日から平成 19 年 3 月 23 日まで
- (5) 予定価格 1,154,673,450 円 (消費税及び地方消費税
 の額を含む。)
- (6) 調査基準価格 929,898,900 円 (消費税及び地方消費
 税の額を含む。)
- (7) 施工形態 特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業
 体」という。)
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる
 提案を義務付ける契約後 V E 方式工事である。
- 2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項
 次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。
- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしてい
 ること。
- ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167
 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有
 する者であること。
- ウ 和歌山県内に主たる営業所 (「主たる営業所」とは、
 建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有
 する 1 箇所の営業所をいう。以下同じ。) 又は建設業
 法 (昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第
 3 条第 1 項に規定する営業所を有する者であること。
- エ 法第 3 条に基づく土木工事業の特定建設業の許可
 を受け 5 年を経過し、土木一式工事について和歌山県
 建設工事等入札参加資格審査要綱 (平成 15 年 10 月
 14 日制定。以下「審査要綱」という。) 第 3 条第 2 項
 に規定する総合点数が、和歌山県内に主たる営業所を
 有する者にあつては 850 点以上、その他の者にあつて
 は 1,150 点以上であること。
- オ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要
 綱 (平成 16 年 8 月 1 日制定) に基づく指名停止を受け
 ている期間中でないこと。
- カ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱 (平成
 16 年 4 月 1 日制定) に基づく指名除外を受けていな
 い者であること。
- キ 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき、
 更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再
 生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき、再生手続

開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて
 満たしていること。ただし、各構成員は 2 以上の共同企
 業体の構成員となることはできない。
- ア 一共同企業体の構成員数は、3 者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、20% 以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 県内に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第 3
 条第 2 項に規定する土木一式工事の総合点数が 1,200
 点以上で、かつ、元請として平成 6 年度以降にシール
 ド工法による下水道管渠工事の施工実績 (施工中のも
 のを除く。) を有すること。
- カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、元請として平
 成 6 年度以降にシールド工法による下水道管渠工事の
 主任技術者又は監理技術者としての施工実績 (施工中
 のものを除く。) をもつ専任の監理技術者を配置する
 こと。
- キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、
 国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次によ
 り交付する。

ア 交付期間 平成 16 年 10 月 1 日 (金) から平成 16
 年 10 月 13 日 (水) までの土曜日、日曜日
 及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年
 法律第 178 号) に規定する休日を除く日の
 午前 9 時から午後 4 時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水
 道課
 電話 073-441-3200 (直通)

(2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するもの
 とし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 技術資料の受付期間及び受付場所

ア 受付期間 (1) のアに同じ。

イ 受付場所 (1) のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

(1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入
 札参加者指名要綱 (平成 15 年 8 月 25 日制定) に基づき
 審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、以下のとおり。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成 6 年度以降のシールド工法による下水道管渠工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の元請として平成 6 年度以降のシールド工法による下水道管渠工事の経験 配置予定技術者の資格 (監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格 (主任技術者)

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成 16 年 10 月 1 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画道路 (3・4・109 号築地木津線、3・6・122 号木津沖野々線)

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分

和歌山県海南市阪井字大沼谷、野添、有原、大西、道場山、小田奥、鈴田、脇田、東坪

" 木津字水落、出口、鴻ノ巣、中谷、堂谷、高白、木津阪

" 沖野々字下ノ段、越前

変更する部分

和歌山県海南市阪井字池ノ内

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
海南市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成 16 年 10 月 1 日から平成 16 年 10 月 15 日まで